

83 暴力団組長の使用者責任

報告者：○○ ○○

最高裁平成 16 年 11 月 12 日

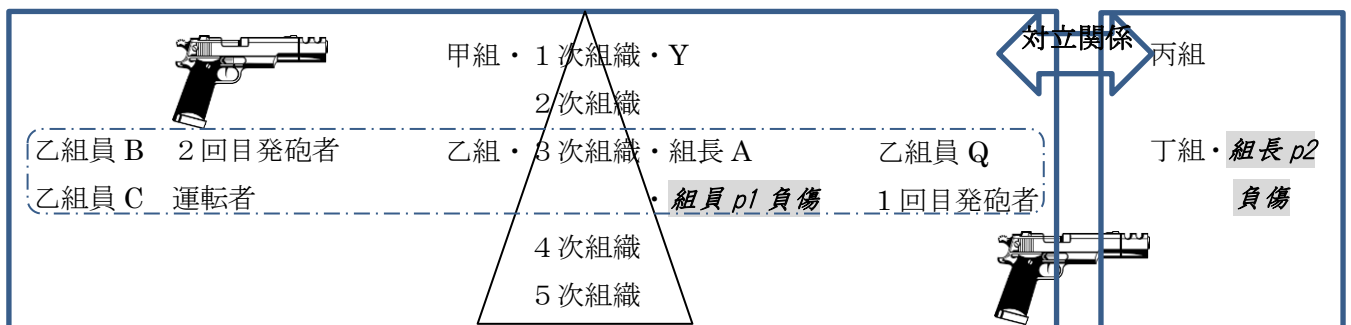
事件番号（平成 16 年（受）第 230 号：損害賠償請求事件）

I 事実の概要

(1) 事実の概要

- ① 甲組（組長は B4=Y）は暴対法の指定を受けた指定暴力団である。甲組は、B4=Y と直接に杯を交わして擬似的血縁関係を結んだ組員からなる 1 次組織、1 次組織の組員が組長の 2 次組織、同様に 2 次組織の組員が組長の 3 次組織、以下 5 次組織にまでおよぶ、B4=Y を頂点とするピラミッド型の階層的組織を形成している。
- ② 甲組の 3 次組織である乙組（組長は B1=A）組員は、甲組とたびたび縄張り争いをしてきた指定暴力団丙組傘下の丁組の組長らと口論になって発砲し、丁組組長と発砲を制止しようとした別の乙組組員が負傷した。
- ③ 丙組に負傷させられたと誤信した乙組組員 B2=B は乙組と甲組を見下した丙組の組員を殺害して甲組・乙組に貢献しようと考え別の乙組組員の配下である B3=C に車を運転させて丁組の事務所を探索していたところ、上記発砲事件を受けて警戒配備についていた警察官 K を丁組組員と誤認して射殺した。

上記を受け、K=S の遺族である原告らは K=S の死亡について、B4・B3・B2・B1 の損害賠償責任を求める訴えを提起した。



B の発砲で射殺された警察官： S



*組の構成

B4・・・最高位の組長　C・・・B4の組員

B1・・・Cが組長の組の組員

B2・・・B1が組長の組の組員

B3・・・山下組Dの組の配下として行動を共にしていた者（運転していた者）。

K・・・殺害された警察官　A・・・K警官の妻、他は子

(2) 第一審判決

(3) 第二審判決

II 判旨

上告棄却

・甲組は暴力団員に暴力を利用させ、または、その暴力を利用することを容認することを実質上の目的とし、甲組の名称、代紋を使用するなどして資金獲得活動を行うことを容認していた。

・Yは、甲組の1次組織構成員から、また、甲組の2次組織以下の組長は、それぞれの所属組員から、毎月上納金を受け取り、上記資金獲得活動による収益がYに取り込まれる体制が採られていた。

・Yは上記のことから、甲組の下部組織の構成員を、直接間接の指揮監督の下、甲組の威力を利用しての資金獲得活動に係る事業に従事させていたと解釈できる。このことから民法715条1項に所定の使用者と被用者の関係が成立すると解釈できる。

・暴力団にとって、縄張りや威力、威信の維持は資金獲得活動に不可欠なので、ほかの暴力団との緊張対立が生じた場合は、これに対する組織的対応として、暴力行為を伴った対立抗争が生じることが不可避である。

・甲組では、構成員全体を対象とする慶弔規定が設けられていてほかの暴力団との対立抗争において服役した者のうち、功績あった者を表彰するなど、資金獲得活動に伴い発生する対立抗争においての暴力行為を賞揚していた。

上記により今回の殺傷行為について、Yは民法715条1項により、使用者責任を負うものと解釈されるのが相当である。そして、本件の殺傷行為は乙組と丙組系の暴力団間の対立で、甲組の威力、威信を維持回復するための行為として考えられるため、Yの事業執行と密接に関連する行為として考えられるの

で、Yが使用者責任を負うものと考えられる。

Ⅲ 学説・実務

1 争点

使用者責任の要件は、**使用者関係の存在**、**被用者による不法行為**、被用者の加害行為が**使用者の事業の執行**についてなされたことである。

争点① 暴力団（組長）の事業について

判断・・・暴力団の資金獲得活動は暴対法9条により違法行為である。そのため715条の事業にはあたらないという考えもあるが本判決では採用しなかった。

争点② 使用関係

判断・・・組長と組員は擬似的血縁関係を結び、絶対服従の関係にある。甲組では5次組織組員にまでYの意向が伝達徹底されていることや、資金獲得活動をさせ金をYに取り込むという活動を考えると資金獲得のために高度に組織化された構造といえるため、甲組組長と組員の間に直接・間接の指揮監督関係を認めることができると考えたため使用関係は認められた。

争点③ 事業執行性

判断・・・被用者組員の故意による射殺行為はYの事業執行について行われたものかどうかの問題である。甲組の威力を利用した資金獲得活動は殺傷行為と直接的に関係はない。しかし資金獲得活動を基礎付けるものは組の威力でありこれを維持・拡張することが殺傷行為と関連性のあることと認識し、抗争参加者を表彰するなどの内規の存在から抗争を組の維持に必要なものとしていたと考えられるため、事業執行性があると認められた。

2 問題の所在

まず暴力団やその組員が起こした事件の場合、民法709条が争点となる。組員の賠償力が乏しければ被害者は救済を得ることができないし暴力団の活動の犠牲となったと考えると、暴力団の責任ともいえる。そうなると暴力団の組長の責任を追及することになる。

⇒⇒ よって暴力団員の不法行為に対する組長の損害賠償責任が問題となる。

また、709条（故意または過失によって他人の権利又は法律上保護される利権を侵害した者は賠償する責任を負う）の企業としての責任を問うということも考えられるが、暴力団は社団性が規定されているため、暴力団組長の活動だと考えるのが一般的である。

Ⅳ 私見

このように組長に責任主体とするとき、組員の不法行為について組長に責任を問うがこれには715条（ある事業のために他人を利用する者は、被用者がその事業の執行について第三者に加えた損害を賠償する責任を負う）と719条（数人が共同の不法行為によって他人に損害を与えたときは、各自が連帯してその損害を賠償する責任を負う）が考えられる。

まず暴力団が組織的に犯罪行為に関与している場合には共同不法行為で対応するのが自然であるが、暴力団には暗黙の了解があり、組長の関与を証明することが難しい。

他方で組長が自己の活動に組員を利用している点に着目すれば使用者責任での対応も考えられるが、下級審ではこれを否定するものがあった。